



過大申告に伴う税賠保険の免責の範囲

税理士に対する損害賠償請求事件の多発を受けて税理士職業賠償責任保険制度が発足したのは、昭和63年4月のことでした。それから14年、保険事故の多発に伴い、約款に定める免責事由の存在を主張して保険会社が保険金を支払わないという事例が目立ちます。免責の範囲を定める「本来納付すべき税額」とは何かが争われた事例で、東京地裁は、原告である税理士の請求を認容し、支払を命じられた保険会社は控訴したものの、その後和解が成立しています(平12.9.22東京地裁、金融・商事判例 No.1134、14年2月号、57頁)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

原告は、顧問先K社の平成9年4月期の税務申告に当たり、K社が購入した設備であるインテリジェントロボット1台2,060万円及び工程管理システム1台510万円について、租税特別措置法42条の6の電子機器利用設備の特例を適用すべきところ、誤って同法42条の7を適用し、取得価額の30%相当額を損金に加えて申告しました。ところが、調査において、この誤りを指摘された結果、K社は修正申告に応じたのですが、問題は、措置法42条の6は、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書を添付することを要件としており、この「確定申告書等」とは、措置法2条の定義規定により修正申告書は含まれません。K社には損害が発生し、原告はK社から損害賠償請求を受けることとなり、保険会社に保険金を請求しましたが、保険会社は、下記の税理士特約5条2項による免責の対象になると主張して争いになりました。

税賠保険特約5条2項 当社は、納税申告書を法定申告期限までに提出せず、または納付すべき税額を期限内に納付せず、もしくはその額が過少であった場合において、修正申告、更正または決定により納付すべきこととなる本税等の本来納付すべき税額の全部もしくは一部に相当する金額につき、被保険者が被害者に対して行う支払(名目のいかんを問いません。)については、これをてん補しません。

2. 裁判所の判断

修正申告により納付した342万0200円は、本件保険契約の税理士特約を文理解釈する限り、その5条にいう「本来納付すべき金額」に当たると解することができるが、一方「納付すべき税額が過少であった場合」の解釈としては、修正申告との対比の場合と、本来納付すべき税額との対比の場合との2通りの解釈が可能であって、342万0200円のうち129万2100円については疑義がないものの、残りの212万8100円については、修正申告との関係では過少となるが、本来納付すべき金額との関係では過大申告となる部分である。

「本来納付すべき金額」の解釈については、被告である保険会社が作成交付している税賠保険契約に関するパンフレットに記載があるものの、約款の免責条項の本文にはなく、必ずしも明確でないことなどからすると、過大申告部分については、保険による、てん補を一律に否定することは、約款の文言の合理的解釈としても、また、税賠保険契約締結に当たっての被保険者側の認識からしても、必ずしも相当とはいえないというべきである。

本件免責条項の合理的解釈としては、過少申告部分については、原告の過失の程度にかかわらず当然に免責の対象とすべきといえるが、過大申告部分については、原告が本来適用すべき措置法第42条の6の適用を怠ったことにつき、故意又はこれに準じる程度の重過失があった場合に限りて免責の対象とするものと解するのが相当である。

原告が誤って租税特別措置法第42条の7第1項の適用があるものとして申告をしたことは改定前の申告書用紙を使ったことに端を発しているとはいえ、原告はあらかじめ地元のF税務署に電話で確認までしていたというのであり、その際の担当者の回答を鵜呑みにしたことが原因となっているのであって、原告の過失自体は軽過失に留まるものと認めるべきである。
……………(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判6頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。